

2026年

医療的ケア児受入・病(後)児保育事業実施施設の設置者・管理者の皆様へ

医療的ケア児受入・病(後)児保育事業 総合保険のご案内

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険・
学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険)

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがありましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。
※今回更新いただく内容に一部改訂があります。補償内容等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

公益社団法人 全国私立保育連盟
(取扱幹事代理店) 有限会社 ゼンポ
(引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

も く じ

1. 賠償責任保険	1
2. 児童傷害保険	4
3. 保険期間	6
4. 加入手続き	6
5. 保険料（賠償責任保険+児童傷害保険）	7
6. 児童数変更報告書	8
7. 事故発生の際は	9
8. 事故受付票	10
9. 事故が起きた場合の連絡先	11
サービスのご案内	12

ご加入対象者および被保険者

この保険は、医療的ケア児受入・病（後）児保育事業を実施する認可保育園・認定こども園および診療所（患者の収容施設（病床）が20床未満の医療施設）*¹にご加入いただく保険です。

児童傷害保険の被保険者（保険の対象となる方）は小学校6年生までの児童とします。

* 1 本契約で対象とする診療所は以下のような施設となります。

- 診療所と同じ建物内にあるが、明確に区画された病（後）児保育事業を行う施設*²
- 診療所を運営する事業者が診療所とは別の施設で行う病（後）児保育事業の専用施設
- 診療所とは別の施設で医療的ケア児に医療行為を伴う保育事業を行う施設

* 2 病（後）児保育事業を行わない診療所部分は対象外となります。

●重要事項説明書の内容については、右のQRコードまたは以下のURLからのアクセス先に掲載の重要事項説明書よりご確認ください。

（重要事項説明書は印刷またはダウンロードし、保管されることをおすすめいたします。）

URL <https://www.zenpo.jp/assets/documents/download/medical-care-jyuyo2026.pdf>

●重要事項説明書の書面をご希望の方は裏表紙記載の取扱代理店までご連絡ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



医療的ケア児受入・病(後)児保育事業総合保険

※詳細は各保険約款によります。

この保険は、医療的ケア児受入・病(後)児保育事業を実施する認可保育園・認定こども園および診療所(患者の収容施設(病床)が20床未満の医療施設)にご加入いただく保険です。

1 賠償責任保険

<ご注意>

1 賠償責任保険 に単独で加入することはできません。**2 児童傷害保険** とセットでのご加入となります。

保険内容

(1)賠償責任保険 **基本補償**

①医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設賠償責任保険(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険)

●被保険者(補償を受けることができる方)は医療的ケア児受入・病(後)児保育事業を実施する認可保育園・認定こども園・診療所およびその役員、使用人となります。

(施設賠償責任保険)

記名被保険者が所有、使用または管理する医療的ケア児受入施設・病(後)児保育実施施設に起因して、または医療的ケア児受入・病(後)児保育事業の遂行に起因して、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

<お支払いの対象となる主な損害>

- ・医療的ケア児受入施設・病(後)児保育実施施設の設備の欠陥や管理の不備による対人・対物事故にもとづく賠償損害
- ・医療的ケア児受入・病(後)児保育業務として行われる保育の遂行中に不注意によって生じた対人・対物事故にもとづく賠償損害

(生産物賠償責任保険)

記名被保険者が医療的ケア児受入施設・病(後)児保育実施施設で提供した飲食物等(生産物)に起因して、または医療的ケア児受入・病(後)児保育業務の結果に起因して、保険期間中に日本国内において発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

<お支払いの対象となる主な損害>

- ・医療的ケア児受入施設・病(後)児保育実施施設で提供した飲食物が原因で発生した食中毒事故にもとづく賠償損害

※補償の重複に関するご注意

全私保連制度「ほいくのほけん・こどもえんのほけん」のセットプランもしくは園賠償責任保険にご加入されている場合は、①医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設賠償責任保険について、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、ご加入についてご検討ください。

②医療的ケア児受入・病(後)児保育医療賠償責任保険(医師賠償責任保険)

●被保険者(補償を受けることができる方)は医療的ケア児受入などにより保育施設内で医療行為(注)を行う、または病(後)児保育事業を実施する認可保育園・認定こども園・診療所の設置者・管理者となります。被保険者またはその使用人、その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療業務を遂行するにあたり、職業上相当な注意を用いなかったことに起因する対人事故(医療行為の対象者の身体の障害)が保険期間中に発見された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(2) 看護賠償責任保険(看護職賠償責任保険) オプション

- 被保険者(補償を受けることができる方)は医療的ケア児受入・病(後)児保育事業を実施する認可保育園・認定こども園・診療所の看護職および特定の医療行為実施の認定を受けた保育士等となります。

被保険者が行った看護業務の遂行に起因して発生した対人事故、対物事故が保険期間中に日本国内において発見された場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※看護職等の個人が負う法律上の賠償責任を補償するためには看護賠償責任保険のご加入が必要です。(施設が負う法律上の賠償責任は(1)の「基本補償」で補償されます。)

※看護賠償責任保険をお申込みの際には、Web加入システムでの手続きの際に明細の登録が必要です。

お支払いする保険金の種類およびお支払い方法

- 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金

*賠償責任の承認または賠償金額の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の同意が必要です。

②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用

③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用

④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用

⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

- 保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額から免責金額(自己負担額)を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。また、この保険契約と重複する保険契約や共済契約(以下「他の保険契約等」といいます)がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

支払限度額

		支払限度額		免責金額
基本補償	医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設賠償責任保険	施設賠償責任保険	対人:1名2億円／1事故5億円 対物:1事故200万円	対人・対物ともそれぞれ1事故につき3,000円
		生産物賠償責任保険	対人:1名2億円／1事故5億円 (保険期間通算7億円) 対物:1事故200万円 (保険期間通算200万円)	対人・対物ともそれぞれ1事故につき3,000円
	医療的ケア児受入・病(後)児保育医療賠償責任保険	医師賠償責任保険	対人:1事故5,000万円 (保険期間通算1.5億円)	なし
オプション	看護賠償責任保険	看護職賠償責任保険	対人:1事故1億円 (保険期間通算3億円)	なし
			対物:1事故50万円 (保険期間通算50万円)	

保険金をお支払いできない主な場合

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険共通)

- ・保険契約者・被保険者の故意
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ・被保険者の使用人が業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ・排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任 など

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・看護職賠償責任保険共通)

- ・サイバー攻撃 など

(施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険共通)

- ・核燃料物質や放射性同位元素等またはこれらに汚染された物の有害な特性の作用等に起因する損害
- ・汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出(ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、引受保険会社に通知されたものは、お支払いの対象となります。)または廃棄物の不法投棄・不適正な処理に起因する損害
- ・石綿(代替物質を含みます)または石綿を含む製品の発がん性など有害な特性に起因する損害
- ・医療行為等(法令により医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます)、薬品の調剤・投与・販売もしくは供給、あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為等を、被保険者またはその使用人、被保険者の業務補助者が行ったことに起因する損害(使用人である医師等(所定の免許を有する者)が行った医療行為について被保険者が被る対人賠償責任は、医師賠償責任保険部分で対象となります。) など

(施設賠償責任保険)

- ・給排水管、暖冷房装置等からの蒸気・水またはスプリンクラーからの内容物の漏出・いつ出による損害
- ・施設の修理、改造等の工事に起因する損害
- ・航空機、自動車、原動機付自転車または施設外にある船・車両(自転車等原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)、動物の所有、使用または管理に起因する損害
- ・次の賠償責任

ア.記名被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対して負担する賠償責任

イ.記名被保険者以外の被保険者が所有・使用・管理する財物(アに規定する財物を除きます。)の損壊につき、正当な権利(所有権等)を有する者に対してそれらの被保険者が負担する賠償責任 など

(生産物賠償責任保険)

- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物または行った仕事の結果に起因する損害
- ・生産物自体の損壊またはその使用不能についての賠償責任を負うことによる損害および回収費用 など

(医師賠償責任保険)

- ・名誉き損または秘密の漏えいに起因する賠償責任
- ・医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 など

(看護職賠償責任保険)

- ・名誉き損または秘密の漏えいに起因する賠償責任
- ・被保険者が看護業務の結果を保証することにより加重された賠償責任 など

2 児童傷害保険

<ご注意>

2 児童傷害保険 に単独で加入することはできません。**1 賠償責任保険** とセットでのご加入となります。

(学校契約団体傷害保険特約(学校の管理下のみ担保)付帯傷害保険)

被保険者(保険の対象となる方)の範囲:ご加入の施設に登録された小学6年生以下の児童全員

この保険の特長

医療的ケア児・病(後)児童が医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設の管理下にある間および通園途上において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをしたり、熱中症となった場合に、保険金をお支払いします。(生命保険や健康保険からの給付金や加害者からの賠償金には関係なくお支払いします。)

※保険の対象となる児童の名簿を常に備えつけていただく必要があります。引受保険会社が、その閲覧を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。また、保険金のお支払いに際して、備えつけの名簿をご提出いただく場合があります。また、施設の代表者等が発行するその施設の管理下にある間に生じた事故である旨の証明書の提出が必要となります。

<お支払いの対象となる傷害>

- ・実施施設内〔医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設の保育中に限る〕での保育中に発生したケガまたは熱中症。
- ・保育開始前、保育と保育の間または保育終了後において保育施設内滞在中に発生したケガまたは熱中症。
(その在所について施設長が一般的に承認している場合に限りです。)
- ・医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設と児童の住居との通常の経路を往復中に発生したケガまたは熱中症。

補償額(保険金額)

死亡・後遺障害保険金額	118万円
入院保険金日額(1日あたり)*	1,600円
通院保険金日額(1日あたり)	1,000円

*手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要」をご覧ください。

学校契約団体傷害保険(学校の管理下のみ担保)補償の概要

※補償の概要等をご加入いただく補償に関する概要を記載しているものであり、ご加入内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細につきましては、保険約款に記載していますので、必要に応じて、東京海上日動のホームページ等でご参照ください(ホームページの保険約款には掲載していない特約もありますので、ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。)

加入依頼書記載の医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設の管理下にある間*1に保険の対象となる方がケガ*2*3をした場合に保険金をお支払いします。

*1 医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設の管理下にある間とは、施設の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。具体的には次のとおりとなります。(1)医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設の保育中 (2)医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設の在所中 (3)医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設の職員が引率する、教育委員会その他の機関または団体が行う保育活動行事への参加中 (4)通園途中

*2 ケガとは、急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*4を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

*3 *2にかかわらず、学校契約団体傷害保険特約付帯傷害保険におけるケガには日射または熱射によって生ずる熱中症を含みます。

*4 「細菌性食中毒等担保特約」がセットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険契約者または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限り*3。 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをさせても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。なお、頸椎固定用シーネ、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーターその他着脱が容易なものを含みません。	等

3 保 険 期 間

2026年4月1日(午後4時*)から2027年4月1日(午後4時)まで

*新規・中途加入でご加入いただいた場合の保険始期日の開始時刻は午前0時です。

4 加 入 手 続 き

- Web 加入システムによる手続きとなります。詳細は取扱代理店までお問い合わせください。
- 自治体一括加入の場合は取扱代理店へお問い合わせください。

①代理店から「医療的ケア児受入・病(後)児保育事業総合保険」についてご案内
代理店より本パンフレットにて商品内容をご案内いたします。

②Web加入システムにて加入手続き
ご加入者様自身にて加入手続きを行ってください。

③保険料のお支払い
銀行振込となります。4月1日から補償開始の場合と中途加入の場合とで払込先が異なりますので、ご注意ください。口座情報は一斉募集・中途加入いずれも「お申込み受付完了メール」に記載されます。

振込手数料は貴社にてご負担ください。

振込金額が10万円を超える場合には、10万円を超えないよう複数回に分けてお振込みいただいて結構です。
複数回に分けてお振込みいただく場合には、金融機関窓口の振込票をご使用ください。

4月1日から補償開始の場合

●加入手続き

3月27日(金)まで

●保険料のお支払い

3月27日(金)まで

●お振込み先

ご加入者様専用のバーチャル口座

※補償の開始は、始期日または保険料払込日翌日のどちらか遅い日からとなります。

中途加入の場合

●加入手続き

毎月25日まで

●保険料のお支払い

毎月末日まで

●お振込み先

公益社団法人全国私立保育連盟名義口座

⇒翌月1日より補償開始

④加入者証

保険料のお支払い後、「加入完了のお知らせメール」に記載の加入者さま専用ページにてご確認いただけます。紙での発送はございません。

5 保険料(賠償責任保険＋児童傷害保険)

賠償責任保険、児童傷害保険を各々個別にご加入になることはできません。

〈1年間（一時払）〉

賠償責任保険料に人数分の児童傷害保険料を加算してください。

賠償責任保険 **基本補償**

○ 1施設あたり児童4名まで：54,600円 ※4名を超える場合、児童1名あたり：150円

看護賠償責任保険 **オプション**

○ 1名あたり4,880円×対象被保険者数

児童傷害保険

○ 児童1名あたり 850円×平均在籍児童数

※Web加入の場合は自動計算となります。

ご加入保険料の計算								
賠償責任保険料(基本補償)(4名まで)	+	賠償責任保険料(基本補償)(4名を超える場合)	+	看護賠償責任保険料(オプション)	+	児童傷害保険料	=	合計保険料
円		1名につき 円 × 4名を超える人数 人		1名あたり保険料 円 × 対象被保険者数 人		1名あたり保険料 円 × 平均在籍児童数 人		円
<計算例：2026年4月1日補償開始で、看護賠償責任保険対象被保険者数1人、平均在籍児童数7人でご加入いただく場合>								
賠償責任保険料(基本補償)(4名まで)	+	賠償責任保険料(基本補償)(4名を超える場合)	+	看護賠償責任保険料(オプション)	+	児童傷害保険料	=	合計保険料
54,600円		150円 × 3人		4,880円 × 1人		850円 × 7人		65,880円

加入希望月別保険料表

ご加入月	賠償責任保険料 基本補償		看護賠償責任保険料 (1名あたり) オプション	児童傷害保険料 (1名あたり)
	(4名まで)	(4名超1名あたり)		
2026年 4 月	54,600円	150円	4,880円	850円
5 月	50,050円	140円	4,470円	779円
6 月	45,500円	130円	4,070円	708円
7 月	40,960円	120円	3,660円	638円
8 月	36,400円	100円	3,250円	567円
9 月	31,850円	90円	2,850円	496円
10月	27,300円	80円	2,440円	425円
11月	22,750円	70円	2,030円	354円
12月	18,200円	60円	1,630円	283円
2027年 1 月	13,660円	50円	1,220円	213円
2 月	9,100円	40円	810円	142円
3 月	4,560円	40円	410円	71円

※賠償責任保険(基本補償)および児童傷害保険は、2025年1月～2025年12月の1年間の平均在籍児童数(医療行為の対象となる児童のみ)でご加入ください。平均在籍児童数は、月ごとに「月間延べ人数」÷「月間実施日数」を算出し、その合計を12で割って算出してください。(小数点第1位を四捨五入。)(新設園または新たに医療的ケア児の受け入れを行う場合は、予測在籍園児数(医療行為の対象となる児童のみ)でお申し込みください。)

※看護賠償責任保険(オプション)は、加入時点の対象被保険者数(看護職および特定の医療行為実施の認定を受けた保育士等の数)でご加入ください。なお、保険期間中に解約することはできません。

※保険期間の途中で児童数に増減があった場合には、P.8のフォームを使用し、変更後の人数を公益社団法人 全国私立保育連盟までご連絡ください。児童数が増加した場合でも追加保険料のお振込みは不要となります。(児童が減少した場合の保険料返戻も行いませんのでご了承ください。)なお、変更のご通知が無い場合は、前月の人数と同数とみなします。また、施設賠償責任保険および生産物賠償責任保険については、ご申告いただいた平均在籍児童数が2025年1月～2025年12月の1年間の平均在籍児童数に不足していた場合は、不足分の割合により保険金を削減してお支払いしますので、正しくご記入いただきますようご注意ください。児童傷害保険については契約者の故意または重大な過失によって被保険者の最終通知児童数が実際在籍児童数より少ない場合は保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

(注) 本契約が失効、解約、解除となる場合、次年度更新頂けなかった場合には、2026年度中の通知に基づく実際の児童数と、加入申込時の児童数との差について、確定精算が必要となります。(児童傷害保険のみ)

6 児童数変更報告書

保険期間の途中で児童数に増減があった場合には、本報告書を使用し、公益社団法人 全国私立保育連盟までFAXにてご通知をお願いします。(変更発生月の月末までにご通知ください。) なお、変更のご通知が無い場合は、前月の人数と同数とみなします。

公益社団法人 全国私立保育連盟 御中

(FAX : 03 - 3865 - 2806)

20 年 月 日

児童数変更報告書

児童数に変更が発生しましたので、下記に相違ないことを確認のうえ通知します。

施 設 名				印
加入通知書番号		TEL		
増 減 発 生 日	20 年 月 日			
加 入 時 人 数	人	変 更 後 人 数 (現 在 人 数)	人	

7 事故発生の際は

(傷害事故の場合)

- ①事故が発生した場合には30日以内に事故受付票(P.10をコピーしてご利用ください)にて事故の日時・場所、被害者名、事故状況等をすみやかにご通知ください。
- ②保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ③保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

(賠償事故の場合)

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったとき(医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険では、ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故を発見したとき)は、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項(事故発見の日時(医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険)等を含みます)について、書面(事故受付票P.10)で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。有限会社ゼンボまたは地区担当の取扱代理店に①事故受付票、②加入通知書コピーをご提出ください。事故受付票受領後、事故受付票にてご指定いただいた送付先に保険金請求書を送付致します。

保険金請求に必要な書類について

保険金請求に必要な主な書類は下記のとおりです。

下記以外にも保険会社が求める書類がある場合があります。

傷 害 事 故			賠 償 事 故
① 保険金請求書※			①保険金請求書※
②	1 事故、1 被保険者ごとの保険金(入院保険金、通院保険金、一時金払保険金、傷害部位・症状別保険金)の合計額が30万円以下である場合。ただし、治療費等の実損をてん補する保険金を除きます。	(ア)手術保険金の請求に関する代替書類 原則、診療明細書の原本またはコピー。 ただし、手術同意書などその他の書類やヒアリング結果により対象手術の実施が確認できれば、診療明細書の取付も不要とします。 (イ)手術保険金(※)以外の請求に関する代替書類 原則、入通院期間が記載された領収書の原本またはコピー。 ただし、保険金請求書および治療状況報告書等への記載によって入通院先が確認できれば、領収書のご提出も不要とします。 (※)手術保険金と手術保険金以外の両方をお支払いする場合には、それぞれの代替書類が必要となります。	②示談書※
	上記以外の場合	診断書	③対人賠償～診断書 病院の領収書 など
③ 事故発生証明書※			④対物賠償～修理見積書、写真など

※に関しては、事故通知を頂いた後、保険会社より送付致します。

〈賠償事故の場合における被害者との話し合いの留意点〉

- (1) 万一不幸にも事故が起きた場合、お見舞いに行くなど被害者に対して誠意を尽くしておくことが示談を円滑にすすめ、円満に解決するために大切です。
- (2) この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、保険会社の担当部署からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、あらかじめご承知おきください。
なお、保険会社の同意を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

〈児童傷害保険の保険金受取人〉

傷害保険の入院・手術・通院保険金請求権者および保険金受取人は原則として被保険者本人(児童の親権者)となります。医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設が一旦、保険金を受取られる場合には、親権者の委任状を取り付けていただくこととなります。

8 事故受付票

事 故 受 付 票 (医療的ケア児受入・病(後)児保育)

<個人情報利用目的>

事故受付票記載の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係や関係する損害保険について損害保険会社間や東京海上グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただくことがあります。また、安全啓発・制度普及活動のために、全私保連および医療的ケア児受入・病(後)児保育実施施設への情報提供を行うために利用させていただくことがあります。

東京海上日動火災保険株式会社 御中

20 年 月 日

1. 事故内容 (○をおつけください)	① 賠償事故 ② 傷害事故 ③ 賠償事故・傷害事故双方												
2. 事故発生日	2 0	年	月 日 時頃										
3. 事故発生場所													
4. おケガをされた方 (賠償事故で対物事故の場合は被害者)	(ふりがな) (氏 名) (年令) (性別) (住 所)												
5. 加入通知番号 加入者番号	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>												
6. 保険契約者名	公益社団法人 全国私立保育連盟												
7. 事故状況													
8. ケガの内容 (傷病名)	治療期間 (見込)	(入院) 日間 (通院) 日間 医療機関名 ()											
9. その他	(賠償事故で対物事故の場合は損害の程度)												
10. 保険金請求書送付先 (○をおつけください)	① 実施施設 ② おケガをされた方 ③ その他												
③その他の場合の送付先 住 所 氏 名													
11. 証 券 番 号	(医師賠償) Y900134261 (施設・生産物賠償) Y900135262 (看護賠償) Y900137264 (傷害) Y900136263												

上記事故の発生したことを証明致します

施設名		印	担当者名	
住 所			電 話	

※このページをコピーし、正式な事故受付票としてください。

9 事故が起きた場合の連絡先

事故が発生した場合には下記の東京海上日動サービスセンターにご連絡ください。

(2025年現在)

都道府県名	該当地域	傷害保険			賠償責任保険		
		担当部署	TEL	FAX	担当部署	TEL	FAX
北海道	全域	北海道損害サービス部 札幌火災新種コーナー	011-271-7346	050-3730-6792	北海道損害サービス部 火災新種損害サービス課	011-271-4817	050-3730-6792
青森	全域	東北損害サービス部 火災新種損害サービス課 東北火災新種コーナー	022-225-5095	050-3730-6977	東北損害サービス部 火災新種損害サービス課	022-225-5012	050-3730-6977
岩手	全域						
秋田	全域						
宮城	全域						
山形	全域						
福島	全域	北関東・信越損害サービス部 火災新種損害サービスコーナー	048-650-8540	050-3730-6903	北関東・信越損害サービス部 火災新種損害サービス課	048-650-8550	050-3730-6904
新潟	全域						
長野	全域						
群馬	全域						
栃木	全域						
茨城	全域	千葉火災新種コーナー	043-299-5363	050-3730-6878	東関東損害サービス部 火災新種損害サービス課	043-299-5314	050-3730-6880
千葉	全域						
埼玉	全域	さいたま火災新種コーナー	048-650-8441	050-3730-6851	埼玉損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	048-650-8433	050-3730-6850
東京	全域	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第二チーム 東京傷害保険第二コーナー	03-6632-0640	050-3730-6913	本店損害サービス部 火災新種損害サービス室第2チーム	03-3515-7503	050-3385-7613
神奈川	全域	横浜火災新種コーナー	045-224-3602	050-3385-7410	神奈川損害サービス部 横浜損害サービス第4チーム	045-224-3600	050-3385-7410
山梨	全域	ウェルネス保険金サポート部 傷害保険サポート第一チーム 東京傷害保険第一コーナー	03-6632-0482	050-3730-6912	首都損害サービス部 火災新種損害サービス室	03-6628-7500	050-3730-6940
静岡	全域	静岡損害サービス部 静岡火災新種コーナー	054-254-4370	050-3730-7015	静岡損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	054-254-0216	050-3385-7419
富山	全域	北陸損害サービス部 金沢火災新種コーナー	076-233-7065	050-3730-7070	北陸損害サービス部 火災新種損害サービス課	076-233-7065	050-3730-7070
石川	全域						
福井	全域						
愛知	全域	名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第二課	052-201-9651	050-3730-7036	名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第一課	052-201-9641	050-3730-7174
岐阜	全域				名古屋損害サービス第一部 火災新種損害サービス第三課	052-201-1357	050-3730-7056
三重	全域						
京都	全域	関西火災新種損害サービス部 傷害・海旅損害サービスチーム	06-6203-0992	050-3385-7590	京滋損害サービス部 火災新種損害サービス課	075-241-1169	050-3385-7524
滋賀	全域				関西火災新種損害サービス部 火災新種損害サービス第1チーム	06-6203-0685	050-3385-7592
大阪	全域						
奈良	全域				関西火災新種損害サービス部 火災新種損害サービス第2チーム	06-6910-6120	050-3385-7589
和歌山	全域						
兵庫	全域				神戸損害サービス部 火災新種損害サービス課	078-333-7166	050-3385-7547
岡山	全域	中国損害サービス部 広島火災新種コーナー	082-511-9392	050-3730-7194	中国損害部 火災新種損害サービス室	082-511-9406	050-3730-7089
鳥取	全域						
島根	全域						
広島	全域						
山口	全域	四国損害サービス部 高松火災新種コーナー	087-822-7523	050-3730-7095	四国損害サービス部 火災新種損害サービスチーム	087-822-7521	050-3730-7093
香川	全域						
徳島	全域						
高知	全域						
愛媛	全域						
福岡	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課	092-281-8146	050-3730-7109
佐賀	全域						
長崎	全域						
熊本	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第二部 火災新種損害サービスチーム	096-300-8627	050-3730-7147
大分	全域						
宮崎	全域						
鹿児島	全域	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課 福岡火災新種コーナー	092-281-8270	050-3730-7105	九州損害サービス第一部 火災新種損害サービス課	092-281-8146	050-3730-7109
沖縄	全域						
夜間・休日		東京海上日動安心110番	0120-720-110	—	東京海上日動安心110番	0120-720-110	—

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」をバックアップ！※児童傷害保険ご加入者向けのサービス
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



法律

税務

社会保険

受付時間:

いずれも
土日祝日、
年末年始を除く

・法律相談

: 午前10時～午後6時

・税務相談

: 午後2時～午後4時

・社会保険に関する相談

: 午前10時～午後6時

・暮らしの情報提供

: 午前10時～午後4時

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

【ホームページアドレス】 www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご注意ください

(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りします。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)*のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*とし、サービス対象者からの直接の相談に限りします。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

Memo

■契 約 者 公益社団法人 全国私立保育連盟

■保険制度取扱幹事代理店

有限会社 ゼンポ 〒111-0051 東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館内
TEL. 03 (3865) 3881 FAX. 03 (3865) 2806

※お問い合わせの際は、加入者通知番号をお知らせください。

■取扱代理店（ご相談、お問い合わせ、お申込先）

■引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社（担当課）公務第二部 文教公務室
照会窓口 TEL. 03-3515-4133

※お問い合わせの際は、加入者通知番号をお知らせください。

※本保険は(有)ゼンポを幹事代理店、全国の取扱(募集)代理店を非幹事代理店とする代理店間分担となっております。保険内容にご不明な点がありましたらお尋ねください。

このパンフレットは施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険・学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ担保）付帯傷害保険の概要を説明したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件、ご加入手続、その他ご不明な点等がありましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。この保険は、公益社団法人全国私立保育連盟を保険契約者とする施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・医師賠償責任保険・看護職賠償責任保険・学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ担保）付帯傷害保険の団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、原則として公益社団法人全国私立保育連盟が有します。